

聖籠町告示第6号

聖籠町非常勤職員取扱要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年1月25日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町非常勤職員取扱要綱等の一部を改正する告示

(聖籠町非常勤職員取扱要綱の一部改正)

第1条 聖籠町非常勤職員取扱要綱(平成11年聖籠町告示第81号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項本文中「60歳」の次に「(代替職員が確保できない等やむを得ない事情がある場合にあつては、満65歳)」を加え、同項ただし書中「代替職員が確保できない等やむを得ない事情がある場合は、満65歳」を「当該職員が心身共に健康で、職務の遂行に支障がなく、その職務の遂行上必要な資格の保有の有無により代替職員が確保できない等やむを得ない事情がある場合にあつては、満68歳(特別の事情により、町長が認める場合については、この限りでない。)」に改める。

(聖籠町嘱託員設置要綱の一部改正)

第2条 聖籠町嘱託員設置要綱(平成11年聖籠町告示第79号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項本文中「60歳」の次に「(代替職員が確保できない等やむを得ない事情がある場合にあつては、満65歳)」を加え、同項ただし書中「代替職員が確保できない等やむを得ない事情がある場合は、満65歳」を「当該職員が心身共に健康で、職務の遂行に支障がなく、その職務の遂行上必要な資格の保有の有無により代替職員が確保できない等やむを得ない事情がある場合にあつては、満68歳(特別の事情により、町長が認める場合については、この限りでない。)」に改める。

(聖籠町パート・タイム職員取扱要綱の一部改正)

第3条 聖籠町パート・タイム職員取扱要綱(平成11年聖籠町告示第82号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項本文中「60歳」の次に「（代替職員が確保できない等やむを得ない事情がある場合にあっては、満65歳）」を加え、同項ただし書中「代替職員が確保できない等やむを得ない事情がある場合は、満65歳」を「当該職員が心身共に健康で、職務の遂行に支障がなく、その職務の遂行上必要な資格の保有の有無により代替職員が確保できない等やむを得ない事情がある場合にあっては、満68歳（特別の事情により、町長が認める場合については、この限りでない。）」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。